

ところで、占領といつても、国際法的にはさまざまな形態が区別されなければならぬのであつて、いわゆる戦時占領と平時占領とはその法的性質は著しく異つており、また、平時占領であつても国家間の合意に基づいて占領が行われる場合と、復仇・干渉などの手段として、一方の意思だけでそれが強行せられる場合とでは、その法的性質は必ずしも同じではない。

それでは、連合国の日本占領はいかなる性質をもつものであつたか。先ず、それは、いわゆる戦時占領とは違つたものであつた。戦時占領は、戦闘遂行過程において、戦闘遂行の手段として行われるものであり、また、一方の軍隊が他方の軍隊を排除して行われるものであつて、国家間の合意を基礎とするものでないが、連合国の日本占領は、一九四五年九月二日に日本と連合国との間に締結された降伏文書を基礎にして行われたものであり、休戦後の占領であつて、その目的も、ポツダム宣言の履行を保障するといふことになつたからである。米大統領トルーマンは、一九四五年九月六日、連合国最

高司令官マツカーサーに与えた訓令において、**連合国**の日本占領は、いわゆる戦時占領

と命令口の占領が法的基礎に基つてなされることを表明したが、降伏文書が



と性質を異にするものであるが、しかしまた、前にあげた平時占領とも全く同じものであるといふことはできない。というのは、連合国の日本占領は、日本と連合国との間において講和条約が締結せられる以前の段階において行われたものであり、国際法上形式的にはなお日本と連合国との間に戦争状態が継続している状態を前提したものである。従つて、連合国の日本占領は、いわゆる戦時占領とも平時占領とも異つた特殊のものといわなければならない。その類例を求めらば、オーストリアの大戦後の際講和条約が締結される前に、休戦協定に基づいて、同盟および連合国軍が独逸のラインランドを占領した場合に類似するものといつてよく、戦争が終了した後国家間の合意によつて占領が行われたという点において、平時占領に準ずる性質をもつてけると同時に、国際法上戦争状態がなお継続している段階における占領という意味において、戦時占領に準ずる性質をも併せてもつており、シユトルツプ (X. Stupp) のいわゆる「混合占領」(Mischbesetzung) に該当するものといふことができるであらう。(1)

それでは、このような混合占領の場合における占領国の権利、義務はいかなるもので



あるか。この場合、なによりも先ず吾等となるのは、占領国と被占領国との間に締結せられた協定——連合国の日本占領の場合についていえば、降伏文書——の内容である。(2)

い、わ、ゆ、る、戦、時、占、領、の、場、合、に、は、国、際、法、は、占、領、軍、が、占、領、地、の、秩、序、を、維、持、し、あ、る、い、は、占、領、地、を、軍、事、的、に、利、用、す、る、た、め、に、占、領、地、を、非、他、的、に、自、己、の、自、由、に、統、治、し、う、る、一、般、的、な、権、限、を、認、め、て、お、り、特、に、国、際、法、上、の、禁、止、規、定、の、存、在、が、証、明、せ、ら、れ、な、い、か、き、り、占、領、軍、は、国、際、法、上、い、か、な、る、統、治、を、も、な、す、こ、と、が、で、き、そ、の、統、治、作、用、は、す、べ、て、合、法、的、な、も、の、と、推、定、せ、ら、れ、る、が、(そ、の、意、味、に、お、い、て、占、領、地、の、軍、政、権、は、租、借、地、の、租、借、国、の、権、利、に、類、似、し、て、い、る、と、い、わ、れ、る)、し、か、し、国、際、合、意、を、基、礎、に、し、て、行、わ、れ、る、混、合、占、領、の、場、合、に、は、そ、う、し、た、広、汎、な、軍、政、権、は、当、然、に、は、認、め、ら、れ、ず、そ、の、権、利、・、義、務、は、な、に、よ、り、も、先、ず、当、事、国、間、の、協、定、内、容、に、よ、つ、て、定、め、ら、れ、な、け、れ、ば、な、ら、な、い、次、に、ヘ、ー、グ、条、約、(陸、戦、の、法、規、慣、例、に、関、す、る、条、約)、そ、の、他、戦、時、占、領、に、関、す、る、戦、争、法、規、の、適、用、の、問、題、で、あ、る、が、こ、れ、ら、の、規、定、も、才、二、次、的、に、つ、ま、り、協、定、に、お、い、て、定、め、ら、れ、て、い、な、い、条、項、に、関、し、て、問、題、が、生、じ、た、場、合、の、「補、充、規、則」(stop-gap rule)と、し、て、適、用、せ、ら、れ、う、る、こ、と、は、認、め、ら、れ、て、い、る、が、



しかし、混合占領は、戦闘の過程において、戦闘の手段として行われる、いわゆる戦時占領とは異つた性質のものであり、従つて、戦時占領のように、占領地住民の生命・身体の保護や私有財産尊重の一般原則を、軍事上の必要という理由によつて制限する可能性は、この場合には認められえないことを知らなければならぬ。

以上のような観点から、進駐後平和条約発効に至る間における占領の過程において、連合国が日本ならびに日本国民に対して有していた国際法上の権利・義務の具体的な内容を示せば、次のようにいうことができるであらう。

(1) 先ず、連合国の一般的権限であるが、これについては、なによりも先ず降伏文書の規定が問題になる。ところで、降伏文書は、日本軍の無条件降伏を規定すると同時にポツダム宣言の条項の履行を記しており、そのために、「天皇及び日本国政府の国家統治の権限」が、「降伏条項を実施するため適当と認むる措置を執る連合国最高司令官の制限」の下に置かれることを規定している。そして、ポツダム宣言においては、オセ項において、オ六項の「吾等は無責任たる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至





るまでは平和安全及び正義の新秩序が生じえざることとを主張するものたるを以て、日本国国民を欺瞞し、これをして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の權力及び勢力は永久に除去せられざるべからず」という規定をうけ、「右の如き新秩序が建設せられ、且つ日本国の戦争遂行能力が破砕せられたることの確証あるに至るまでは、連合国の指定すべき日本国領域内の諸地点は、吾等のここに指示する根本的目的の達成を確保するため占領せらるべし」というふうの規定されているのであつて、連合国の日本占領の目的がポツダム宣言の履行を保障するためのものであること、そして、ポツダム宣言の履行とは、結局、日本が軍国主義の影響から脱却し、民主的な平和な国家になるということであり、占領はそれを実現し保障するためのものであることとは否定しえないのである。ポツダム宣言の才十項は、さらに「日本における民主主義的傾向の復活強化」ならびに「言論、宗教及び思想の自由ならびに基本的人権の尊重」を謳っている。連合国の日本占領はこれらの諸規定によつて示された占領目的によつて当然制約をされざるをえないのであつて、そうした制約をこえ、どのようなこ



とをしてもいいという一時的推察を予えられていたわけでは決してなかつた。

(2) 次に、占領軍の行動は、「陸戦の法規慣例に関する条約」など占領に関する戦争法規による制約を当然予想しなければならぬ。前にみたように、これらの戦争法規も、休戦後のいわゆる混合占領に対し、補充的に適用があることを認めなければならぬからである。

ところで、陸戦の法規慣例に関する条約は、占領軍の行動をさまざまなかたちで制約しているが、その中でも最も重要なのは、私人の保護に関するものであつて、例之は、才四十六条は、「家の名誉及び権利、個人の生命、私有財産ならびに宗教の信仰及びその遵行はこれを尊重すべし。私有財産はこれを没収することを得ず」というふうの規定している。もつとも、戦時占領の場合にはこのような私人の保護も、戦争遂行の必要に基づいてある程度制限せられる場合があり、例之は、戦闘行為準備の必要上、占領地住民を一定の場所に集合せしめ、その行動を拘束するといったことも認められないわけではないが、しかし、混合占領の場合にはさうした事情は存しないのであつ



て、占領軍は、戦時占領の場合以上に、私人の名譽・生命・財産を尊重すべき義務を負うてゐるといふなければならぬのである。

以上のように、「陸戦の法規慣例に関する条約」は私人の保護に関する規定を設けてあり、混合占領の場合にも、この規定の適用を認めるべきであつて、それに反して、占領地住民を殺傷し、財産を没収するなどの行為を行うことは国際法により禁止されてゐるといふなければならぬ。一九四九年八月十二日に調印された「戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約」は、ヘグ条約をさらに進め、占領地住民の生命・財産の保護に關し詳細な規定を設けており、占領地住民の生命・財産の侵犯を許さぬことは、国際法上の一般原則になつてゐるとさえいつていいのである。

もつとも、この見解に対しては、次のような反論がなされるかも知れない。つまり、「陸戦の法規慣例に関する条約」には、いわゆる總加入條款（*allstate-  
signature-clause*）が付せられており、交戦国のすべてが条約の当事国である場合に限り適用せられることになつてゐるのであつて（オニ条「・・・本条約の規定は交戦国



が悉く本条約の当事者たるときに限り締約国間のみ之を適用すし今度のオニ次戦争の場合のように、この条約の締約国でない国が多数戦争に参加している場合には適用がないというのである。一九四九年のジュネーヴ条約においては総加入条約は含まれていないが、しかし、この条約には、対日講和条約の発効の日以前において、日本はもとより、米国も、英国も、オーストラリア、カナダも、まだ批准書を寄託しておらず条約の当事者となるには至っていない。この見解には一理あるが、しかし、占領地住民の保護に関する規定は、ヘーグ条約以前の一般国際慣習法の内容として認められていたものであつて、ヘーグ条約はそれを確認し明確にしたものにならぬ。ヘーグ条約が締結される以前の国際法に関する着述をみても、占領地における住民（非戦闘員）の生命・財産が保護されなければならないことは、ほとんど異議なく、一般に認められていたということができるのである。例えば、オット（M. A. Ott）は、クリュトバーの一八七四年版において、占領地の住民が、平穩に生活し、占領の命令に服従するかぎり、その生命・財産・營業に関する十分な安全を享受しう



ることゝのべてあり、(3) また、ブルンテュリ (H. v. Bluntshli) は、一八七六年のその書物の中で「近代国際法は、私人に対する恣意的・絶対的な権力という考え方を非

難しており、彼等を虐待したり、凌辱したり、殺害することを許してはいない。(4)

個人の安全や名誉、自由は戦争によつて影響をうけない」というふうに説いている。その他、同様の見解は多数の人々によつて示されているのであつて、私人の生命・財産を、とくに軍事上の必要がない限り、占領軍は尊重しなければならぬという点において、ヘーグ条約の締結以前に、一般の法的信念が成立していたということができるのである。ヘーグ条約はこうした一般の法的信念、つまり、一般国際慣習法の原則を確證し明確したものであつて、前にみたように、たとえ形式的にはヘーグ条約の適用がないといつても、そのことの故に、ヘーグ条約の中に示された私人の保護に関する原則が無視されていいということには決してならないのである。

## 二、占領軍兵士の不法行為による損害賠償責任

以上みたように、占領軍としての連合国軍の権力は絶対的なものではなく、一面にお



いて、降伏文書により、日本のポツダム宣言履行の保障という占領目的に限定せられると共に、さらに、占領に関する戦争法規の規定による制限をうけるという、二重の制限に服せざるをえない立場に立つていた。従つて、占領地住民を敵なくして殺傷するなどといった行為は、もちろん、国際法違反として許されないものであつた。

それでは、連合軍兵士が占領地住民たる日本人を殺傷した場合その責任は誰が負うか。連合軍側に損害賠償責任なしといえるか、どうか。

この場合、加害者たる連合軍兵士そのものに損害賠償責任があるかどうか。先ずこの点を決定する必要があるであらう。ところで、当時においては、連合軍兵士に対して日本国の民法の適用なく、従つて、日本国の国内裁判所においてその責任を追求するということはもちろんできなかつたが、しかし、それだからといつて、連合軍兵士そのものが、どのような意味においても、全く個人としての損害賠償責任を負わないうといえるかどうか、連合軍兵士に日本国法の適用がないとすれば、この問題はすべてその兵士の所屬する本国の法律によつて決定せられることになるわけであつて、その本



民法が、当該事件に關して損害賠償責任を規定しているならば、それに基づいて責任を負うことは當然であつて、(5) 被害者たる日本人がそれに基づいて訴訟を提起することは認められなければならない。

もつとも、實際問題としては、占領地たる日本国内にそうした賠償事件を処理するため、の連合国の特別裁判所が設置されておれば、とにかく、さうでない場合には、實際に、そうした特別裁判所は設置されなかつた。連合国の本国の裁判所に訴訟を提起しなければならぬが、しかし、これは、訴訟手続その他の上で極めて困難なことであり、ことに、講和条約発効以前の段階においては、不可能に近いものだといわなければならぬ。従つて、連合国兵士そのものに、個人としての賠償責任があることは否定されなかつた。それが、それを實際に追求する道が与えられていなかつたといわなければならない。

以上は、連合国兵士が、連合国の命令によらず、あるいはまた、公務執行の過程においてでなしに行つた不法行為に關するものであつて、連合国兵士の不法行為が、連合国の命令、あるいは、公務執行の過程においてなされたものである場合には、もちろん連



合國自身に責任があることはいふまでもない。それでは、連合國兵士が、連合國の命令に服するものでもなく、また、公務執行の過程においてでもなしに、日本國民を殺傷するなどの不法行為を行つた場合、連合國兵士のほかに、連合國には、全く責任なしといえるかどうか。

この点について先ず注目されるのは、陸戦の法規慣例に関する条約のオ三条である。オ三条においては次りように規定されている。前記規則の条項に違反したる交戦当事者は、損害あるときは、之が賠償の責を負うべきものとす。交戦当事者は、その軍隊を

組織する人員の一切の行為に付責任を負う。すなわち、これによつてみるならば、交戦國は、その兵士がどのような事情の下に行動したかに拘わりなく、(また、交戦國の例に故意、過失の区別なく) 拘わりなく

する兵士の行動に関して責任を負わなければならないこととせられてゐるのである。従つて、これによるならば、連合國兵士の不法行為に対し、連合國は当然責任を負わなければならないことになる。もつとも、前にみたように、総加入條款の關係から、陸戦の

法規慣例に関する条約は、今次の占領には直接適用なく、また、この条約のオ三条は、



戦闘との関連を考慮して、戦闘の責任を規定したものだという反論もなされうるであろう。この場合には、責任の帰属に関する一般国際慣習法の原則によつて決定するほかないが、一般国際慣習法の原則によつても、連合国に責任なしということはいえない。兵士が、命令によつてもなく、また、公務執行の過程において行つたものでない場合においても、兵士の不法行為が行われるのを未然に防止する点に関し、あるいは、その兵士を処罰する上において、上級指揮官に過失がある場合には、国家に責任が帰属することとは、一般に認められた原則であるからである。(6) 一八八五年に米国のベイヤード (Bayard) が与えた指示の中で、「正規に登録され、それを示す制服を着用した兵士が、上級指揮官の命令なしに行つたという事実だけでは、かかる行為に対し政府に責任なしということとはできない」とのべているのは、(7) この点を示したものであつて、たとへば兵士が上級指揮官の命令によつて行動した際の不法行為でなくとも、不法行為の発生を上級指揮官が「相当な注意」をもつて防止することを怠つた場合、あるいは、「相当な注意」をもつて防止したが、やむなく事故が発生した際に適当な救済措置を講じな



かつた場合には、その兵士の属する國家に責任が帰属することは、國際法の法理として否定されないものである。従つて、連合國兵士が占領地住民たる日本人を殺傷した場合、それを上級指揮官が「相當な注意」をもつて未然に防止する措置をとつていなかつた場合、あるいは、事後に適當な救済を行つていなかつた場合には、当然連合國にも責任が帰属するといわなければならぬのである。もつとも、この場合には、前にあげたヘーグ條約の場合と異なり、そうした過失が連合國側にあつたかどうかについて、責任を追求する被害者の側に立証の責任があることは、いうまでもない。

### 三、対日講和條約第十九條(2)項の解釈

以上みたように、占領中連合國軍兵士が日本國民に対して加えた不法行為に対しては、加害者たる連合國軍兵士ののみならず、一定の状況の下においては、連合國自身も責任ありと認めなければならぬが、それでは、これとの関連において、問題となる、対日講和條約第十九條(2)項の規定はいかに解釈すべきものである。

第十九條(2)項は次のように規定している。





「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた  
連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、こ  
の条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、  
職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」当面の問題に関連があるの  
は、後段の規定であつて、この規定によると、日本は終戦後連合国軍隊の存在から発生  
したすべての請求権を放棄したことになつてゐる。後段の規定は請求権の性質を明示し  
ていないが、前段との関連からみて、それが、「連合国及びその国民に対する日本国及  
びその国民のすべての請求権」を意味することは否定の余地がない、といつていいであ  
らう。

ところで、この場合、次のように主張せられるかも知れない。すなわち、占領中連  
合国兵士が行つた不法行為に対して、かりに連合国に責任あるとしても、それは被害者  
個人に対する責任ではなく被害者の属する国家すなわち日本に対する責任であり、講和  
条約第十九条(a)項において放棄されたのは、被害者たる日本国民個人の有する請求権で



になく、日本国自身が連合国に対して有する請求権にすぎないという主張である。しかし、そのように限定して考えるのは理論的にも適當でなく、また、講和条約第十九条(1)項の解釈としても正しいとはいえない。

この場合、その主張の前提となつてみるとみられるのは、国家のみが、国際法上の主体であつて、個人は国際法主体たりえないとする、国際法主体に関する伝統的な考え方であるといつていいであらう。ここで国際法主体に関する詳細な議論を展開する余裕はないが、しかし、とにかく、今日においては、個人が国際法主体たりえないとする旧來の考え方は一般に否定されており、国際法の規定如何によつては、個人の国際法主体性を認める見解が支配的なものとなつており、理論的にもそのようにみるのが正しいといわなければならぬであらう。もつとも、国際法が個人の地位についてどのように規定している場合に、個人の国際法主体性を認るべきかについては説が分れており、国際法が個人の権利あるいは義務について規定した場合のすべてに個人の国際法主体性を認める見解と、それより狭く、個人が自己の名において国際的にその権利を主張する手段



を与えられた場合に限つて、個人の国際法主体性を認めようとする見解とがあることは、否定されえない。しかし、この後の見解をとる人といえども、占領軍の不法行為によつて、被害者たる個人が、個人として、占領軍に対し請求権をもちうることにそのことまでも決して否定するものでないのである。

元來、個人が外国により損害をうけた場合、その救済の方法として先ずとられるのは、その外国の国内手続による救済であるが、そうした国内手続によつても救済がえられない場合、あるいは、国内手続をふむことができない場合には、被害者たる個人の本国がいわゆる外交的保護の方法により、外国に対し請求を提出するということになつてゐるのである。ところで、この外交的保護の性質であるが、これについては、これまでの通説においては、いわゆる「個人要求の國家要求への没入」(merger of the private claim into national claim of the state)たる現象が認められており、例へば、ボーチヤードはこれについて、次のような説明を与えている。「政府とその國民との間においては、要求はある程度私的なものとして認められうるであらう。政府がそれを支持し、それを



外交的に債務者たる政府に提出するとき、それはその性質において国際的なものとなる。国家の手によつて取上げられるとき、私人の要求は政府の公けの要求の中に埋没せられたものとなり、かくして、国際的な観点からは、政府が自己自身の要求をなしたものと、して、争訟の当事者たる性質を帯ぶることとなる。<sup>(8)</sup>そして、この関係から国家は対外的な交渉において個人の要求をどのような仕方でも提出するか、また、それをどのような処理するかは自由とされているのであつて、例えば個人が外国の国内手続によつて充分な救済をうることができなかつた場合に、外交的保護の方法により相手国に要求を提出するかどうかも任意に決定しうるばかりでなく、一旦提出せられた要求をどのように処理するかも、国家が自由に決定することができるといふふうに見られているのである。

個人の国際法主体性を狭く限定して考え、たとえ個人に国際法上權利が認められている場合でも、個人が個人として自己の名においてそれを国際的に主張する道が与えられていないかぎり、個人の国際法主体性を認めることはできないという見解をとる人は、外交的保護のそうした性質に着目するからであつて、必ずしも個人の請求権が国際法上全



く認められないという理由によるものではないのである。(9)

前にみたように、講和条約第十九条の解釈に関し、オ十九条によつて日本が放棄したのは、日本国の請求権であつて、日本国民個人の請求権ではないとする見解が一部で主張されるのは、国際法主体に関する伝統的な見解を前提すると共に、おそらくは、外交的保護の性質についての、以上みたような一般の見解をよりどころとするものと考へられるが、講和条約オ十九条そのように解釈しうるかどうか、かなり疑問だといわなければならない。オ十九条の解釈については、次の諸点に注意する必要がある。

先ず、オ一は、オ十九条の文言についてであるが、前にみたように、オ十九条後段において、単に「すべての請求権」というのみであつて、必ずしも国民の請求権を含むことを明示してはいないが、しかし、前段の規定をうけたかたちで「すべての請求権」といつている点からみて、それが日本国の請求権のみならず、日本国民の請求権を含むことは極めて明白である。それでは、講和条約オ十九条により、日本が、国の請求権だけでなく、国民の請求権をも否認したのは、いかなる意味に解すべきであらうか。それ



は、単に、日本が、国民の請求権を、外交的保護のかたちで連合国に提出するのを放棄したものとみるべきであらうか。そのようにみることがは適当でない。規定の文言を平直にみるならば、そのような限定したかたちではなく、どのようなかたちにせよ、占領中に発生した日本国民の請求権を連合国またはその国民に対し提出することを否定する意味でのべられたものであることにはやはり認めざるをえないであらう。つまり、例えは、占領中の事件によつて損害を蒙つた日本国民が、連合国あるいはその国民と相手取り、当該国家の国内手続を通じて、請求を提出することそのことをも否定することを日本政府が連合国に対し約束したとみるべきであつて、国民の請求権そのものの放棄が行われたことは否定の余地がないであらう。

かりに一步譲つて、日本が国民の請求権を外交的保護のかたちで連合国に対し取上けることを放棄したのだとしても、だからといつて、日本政府が国民に対し責任を負わなくてもいいという結論は当然に於ててこない。

前にもみたように、外交的保護に關しては、「個人要求の國家要求への没入」といつた



憲法が一般に認められており、国家が外交的保護のかたちで個人の要求をもちだすのは、個人に代つて個人の要求をもちだすのではなく、国家が個人に、關してもつ国家自身の要求をもちだすのであるといふふうに理解されてあり、従つて、国家がそれを提出するかどうか、また、どのように処置するかも自由だといふふうにいわれているわけであるが、しかし、これは、國際法上の観点だけから見たにすぎないのであつて、國際法上、國家がそうした自由を認められているといふだけの意味なのである。従つて、国内法上、それがどのようなふうに考えられるかは別な問題であつて、例えば、国内憲法において、個人の外國に対する請求権を國家が外交的保護のかたちで必ず提出しなければならぬと規定されているならば、國家は國際法的には外交的保護を行うかどうか自由であるとしても、国内法的には當然それを行わなければならぬ立場に立たなければならぬのである。それと同じような意味で、國家は外交的保護のかたちで提出した要求をどのような処置するか國際法上自由であるとしても、国内法上そうした処置についてなんらかの規範的申請があるとみられる場合には、国内法的には當然それに従わなければならぬ



わけであつて、それを無視して行動した場合には、たとえ国際法的には自由であるとしても、国内法的にはやはり違法の責任を負わなければならぬのである。だから、第廿条約第十九条によつて、日本が連合国に対し個人の請求権を放棄しても、それは日本が個人に關して国家として有する請求権を放棄したのだから、個人に対しなんら責任を負ふ必要がないというのは、議論に著しい飛躍があるわけであつて、そうした放棄がたとへ国際法上許されるからといつて、国内法的にも当然責任がないといふことはいへないのである。この後の問題は、国内法ことに国内憲法の解釈にかかわる問題であつて、国内法の解釈として、日本政府による請求権の放棄が国民の財産権の侵害であり、財産権保護に關する規定に違反するとされるならば、政府は当然違法の責任を負わなければならないのである。「個人要求の國家要求への没入」という現象は、國家要求のみがあつて、個人要求はなんらの意味でももはや存在しなくなるという意味ではない。むしろ、個人要求が國家要求の中に生かされて對外的に主張されるのだとみるべきであつて、たとへ國際法的には、その処置について國家の自由が認められるにしても、國際法的には、以



上みだような問題が残ることはやはり否定されえないのである。

最後に、対日講和条約と、オ二次大戦後イタリアその他の諸国家と連合国との間に締結された講和条約との相違点について説明を加えておこう。イタリアその他の諸国と連合国との間の講和条約ではイタリアその他の諸国が、連合国および連合国民に対する当該国家および国民の一切の請求権を放棄すると共に、その代償として、国家は当該被害国民に対し当該国の還償をもつて衡平な補償をしなければならぬことを規定している。が、対日講和条約にはそうした趣旨の規定は存在しない。そうした規定がないということとは、日本政府が被害を受けた日本国民に対し損害補償をしなくてもよいことを意味するものかどうか。この点についても、やはり国際法の観点と国内法の観点とを区別して考える必要がある。国際法の上からみれば、もしもイタリアが被害国民に対し適当な補償をしなない場合には連合国に対する条約違反として、連合国に対し責任を負わなければならぬが、日本の場合には、条約上そうした補償の規定がない関係から、補償しなくとも、そのこと自体は決して国際法違反ということにはならない。しかし、これは国際



法の観点からみただけのことであつて、補償をしなくとも条約に違反しないということ  
は、国内法上も当然に補償の責任なしということ（補償）も意味するものではない。補償を  
しなくとも国際法上は問題がないとしても、前にみたように、国内法の上からは政府の  
責任が認められる場合は充分ありうるわけであつて、条約と補償の規定がないからとい  
つて、そのために、国内法的にも当然政府に責任なしといふことはいえないのである。  
この後の問題は、条約の規定とはけなれた。国内法の解釈の問題として決定されなけれ  
ばならない問題である。

以上受するに、政府に補償の責任があるか否かの問題は、最後には、国内法の解釈の  
問題として決定せられるほかはないといわなければならぬ。われわれの解するところ  
では、講和条約第十九条は國家の請求権のみでなく、國民個人の請求権をも放棄したと  
みるべきであるが、かりに、個人の請求権でなく、個人に関する國家の請求権を放棄し  
たものであるにしても、国内法の規定如何によつては被害者たる個人に対する政府の責  
任の問題が残ることはやはり否定せられえないのである。



要は国内法の解釈の問題であるといわざるをえない。講和条約第十九条の規定により、前にみたような被害国民の加害者たる連合国民ならびに連合国に対する損害賠償請求権は放棄された関係上、もはやそれをもちだすことにはできなくなっている。残された点には、そうした請求権放棄を条約上約束した日本政府に補償の責任があるかどうかということがあるが、以上みたように、単に講和条約第十九条の解釈だけからは、当然に政府に責任なしという結論はでてこないのである。要は日本の国内法の規定とその解釈の問題であつて、この後の点から、日本政府に補償責任ありとする結論を導くことを予め否定する根拠は、国際法上是れも存じないといわざるをえないのである。

(1) K. Stupp, *Das Waffenstillstandsabkommen zwischen Deutschland und der Entente*, vom 11. November 1918 im Lichte des Völkerrecht, *Zensurfrage für Völkerrechtler*, 1920,

vol. 11, pp. 252 ff.

(2) E. Fremko, *Military Occupation and the Rule of Law*, 1944, p. 185.

(3) J. L. Klunov, *Brou des gens Mieux de* (1945) *droit*, 2d. ed., M. A. de la, editer, 1874.



(4) J. K. Bluntcliffe, *Das Modernes Völkerrecht*, 3rd ed., 1876, P. 493.

(5) E. Frenkel, pp. vij., P. 167, P. 170.

(6) E. M. Barchard, *the Diplomatic Protection of Citizens Abroad or the Law of*

*International Claims*, 1928, P. 193/194.

(7) *Ibid.*, P. 195.

(8) *Ibid.*, P. 356/357

(E)

(9) ヴエルサイユ条約オニ九七条(ホ)は、「同盟及連合国の国民は本款附属書の一及三に定むる戦時非常措置又は移転措置の適用により一九一四年八月一日現在の独逸国版図内にある各自の財産、権利又は利益に付受けたる損害に關し賠償請求の権利を有する」ことを認め、賠償請求を独逸と連合国との間に形成される混合仲裁裁判所に提出しうることを認めている。それによつて、個人は個人自身の名において國際裁判所に立訴することが認められたわけであり、個人の國際法主体性が認められたといつていい



わけであるが、本文の場合とこの場合との相違は、個人が自らの名において国際的に訴訟を提起する道を与えられたか否かにあるのであつて、国際法により個人の請求權が認められることそのことについては、両者の間に本質的な區別は存しないのである。

以上の如く鑑定いたしました。

昭和三十年五月二十日

京都大学教授

田 畑 茂 二 郎

右正写しました。

広島地方裁判所呉支部

御 中

指定代理人

南



昇



(了)